



みどり
水土里ネット

No.52

広報

はとまがわ

R2. 4. 1 現在

地区面積

55,782,212㎡

組合員数

3,115名



南方揚水機場上空より旧迫川、高鳥水門を撮影

R2. 4. 15発行 迫川沿岸土地改良区総務課

TEL 0220 (58) 2024代 FAX 0220 (58) 2784

URL <http://www.midorinet-hasama.jp>

E-mail hasama.r@s5.dion.ne.jp

令和2年 通常総代会開催

提出17議案 全件可決

去る三月十三日、迫川沿岸土地改良区水利調整室に於いて、令和二年通常総代会が総代定数八十名中、今回については議長、議事録記名人二名と書面議決により開催されました。先ず千葉理事長が「総代皆様には、常日頃から特段の御協力を賜り心より御礼申し上げます。三月五日に開催された総代・役員協議会においては、新型コロナウイルス感染症対策から予定されていた公共施設が急遽使用停止となり、会場変更等で大変ご迷惑をお掛けいたしました。その協議会において、通常総代会提出議案についての説明を行い、また国や県からの指導により、やむなく書面議決による総代会を開催することについてご理解を得る事ができました。本日の総代会提出議案に対し、総代全員から書面議決をいただきました事に心より感謝を申し上げます。

さて、本年度の用水供給につきましては、暖冬による雪不足により大変心配されるところであります。関連するダムについては、例年よりも貯水量を増やした対応をしていただいているところであり、春先の代掻き、田植期の用水については十分だと思われませんが、その後の雪解水については期待出来ない状況となっております。今年も用排水管理については天候に左右される状況になると思われるので、梅雨時の降雨や集中豪雨等による排水対応について各施設等の管理に万全を尽くして参ります。最後になりますが、本来であれば土地改良法の改正に伴う定款の一部変更、維持管理計画の変更、総代選挙規程の設定等、当改良区にとって非常に重要な総代会でありましたが、総代皆様のご理解により書面により承認を賜り、役職員一同気を引き締め運営してまいりますので、今後ともご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。」と挨拶を述べました。



議長に選人された野村総代



挨拶を述べる千葉理事長

また総代選挙規程及び利水調整規程の設定等や令和二年度一般会計予算等について提出議案十七ヶ件を審議し、全議案とも原案のとおり可決承認され、午前十時三十分閉会しました。

議 決 事 項

- ▼第一号議案 迫川沿岸土地改良区定款の一部変更について
- ▼第二号議案 迫川沿岸土地改良区維持管理計画の変更について
- ▼第三号議案 迫川沿岸土地改良区規約の一部改正について
- ▼第四号議案 迫川沿岸土地改良区総代選挙規程の設定について
- ▼第五号議案 迫川沿岸土地改良区会計細則の一部改正について
- ▼第六号議案 迫川沿岸土地改良区利水調整規程の設定について
- ▼第七号議案 土地改良施設維持管理適正化事業第四十三期生（R元、R5）実施計画変更の承認について
- ▼第八号議案 令和元年度一般会計補正収支予算の理事會専決処分に係る承認について
- ▼第九号議案 農村地域防災減災事業（農業水利施設危機管理対策事業）実施計画の承認について
- ▼第十号議案 水利施設等保全高度化事業（迫川地域二地区）実施計画の承認について
- ▼第十一号議案 令和元年度一般会計補正収支予算の議決について
- ▼第十二号議案 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施計画の承認について
- ▼第十三号議案 基本財産（備荒積立金）積立計画の変更について
- ▼第十四号議案 令和二年度リース契約（予算外負担）の締結承認について
- ▼第十五号議案 令和二年度農地転用決済金の徴収額決定について
- ▼第十六号議案 令和二年度一般会計収支予算の議決について
- ▼第十七号議案 令和二年度賦課金及び用水使用料の徴収について



総代会審議の様子



議事録記名人に選任された名生総代と小野寺総代

水 管 理 の お 願 い

限られた用水です。これまで以上に一人一人が細やかな水管理と節水に努めて頂くようお願いいたします。また用水のかけ流しは不足の原因となりますので水口の適切な管理をお願いいたします。

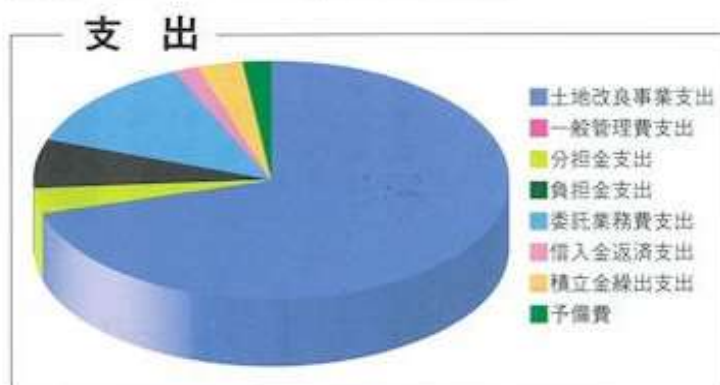
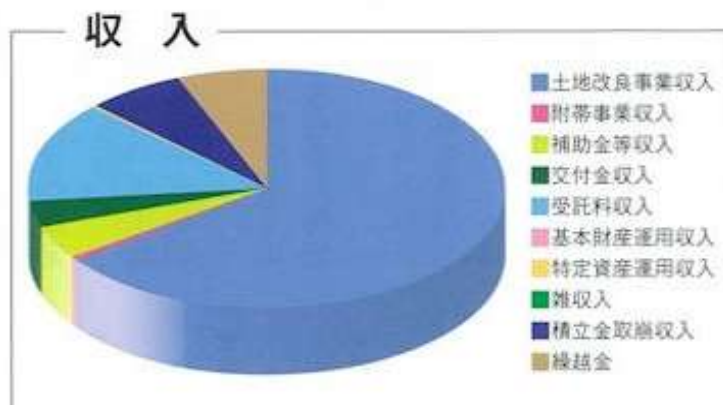
**刈り取った草やゴミ・稲藁等水路に落とさないで下さい!!
水路が詰まる原因となります!!**



令和2年度 一般会計予算

予算額 622,648,000円

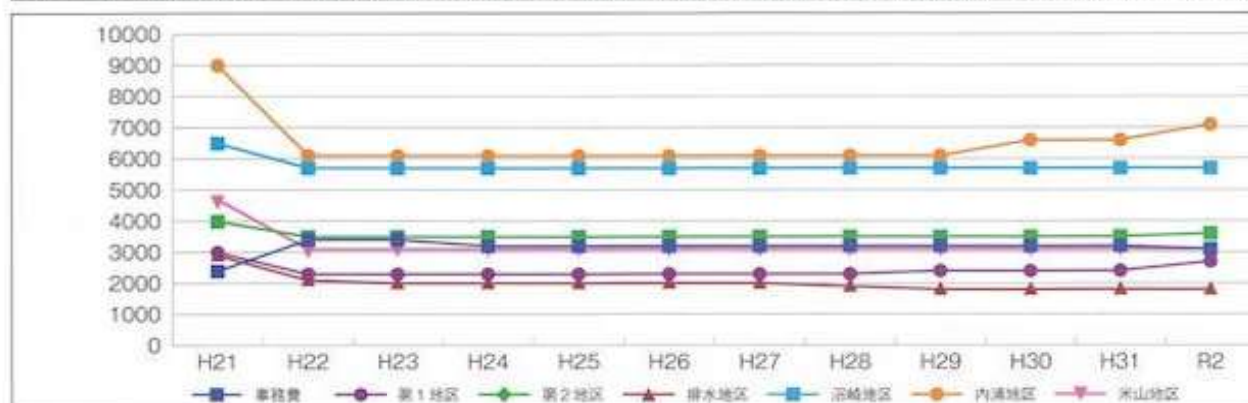
項 目	予 算 額
土地改良事業収入	404,342,400
附 帯 事 業 収 入	3,252,000
補 助 金 等 収 入	27,424,000
交 付 金 収 入	22,040,000
受 託 料 収 入	85,564,000
基本財産運用収入	5,000
特定資産運用収入	740,000
雑 収 入	1,904
積立金取崩収入	42,349,324
繰 越 金	36,929,372



項 目	予 算 額
土地改良事業支出	265,657,000
一般管理費支出	174,027,000
分 担 金 支 出	20,471,000
負 担 金 支 出	42,764,000
委 託 業 務 費 支 出	79,765,000
借 入 金 返 済 支 出	10,431,897
積 立 金 繰 出 支 出	17,795,000
予 備 費	11,737,103

地区別土地改良区賦課金の推移

地区名	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
事務費	2,400	3,400	3,400	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,100
第1地区	3,000	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,400	2,400	2,400	2,700
第2地区	4,000	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,600
排水地区	2,900	2,100	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,900	1,800	1,800	1,800	1,800
沼崎地区	6,500	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
内浦地区	9,000	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,600	6,600	7,100
米山地区	4,700	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100



維持管理

インフォメーション

本田用水は4月28日から

◆ 配水計画について

▼ 用水開始に伴う点検揚水

- ① 4月24日(金) 午前9時～米山揚水機場、午後1時～南方揚水機場
- ② 4月26日(日) 午前9時～山吉田揚水機場、午後1時～西館揚水機場

▼ 水源維持揚水（補助機場の水源確保）

- ① 4月27日(月) 午前10時～（山吉田・西館・米山揚水機場）

▼ 本田用水

4月28日(火)から8月31日(月)を用水期間とします。ただし、長沼ダムからの取水区域は水利権により5月1日開始とします。運転開始は午前6時とし、以降24時間運転。

なお、用水の終了については、水稻の生育状態により延長することもあります。

※用水不足の解消を図るため委託管理者を配置して各担当区域（路線）を巡視し用水量の効果的調整を行います。それでも困難な路線については、臨時ポンプ設置により対応します。

▼ 排水調整

排水運転は、気象情報と降雨量や河川・排水路等の出水状況を把握し、事前に排水機の運転を開始して冠水被害の未然防止に努めます。また、非常時の運転に備え、常に点検整備を行います。

6月・7月・8月毎週水曜日を用水休止日とします。

浅水管理、間断灌水が可能な時期に入り、水の有効利用と節水に心掛け、電力需給対策を踏まえた効果的節電を図るため、6月1日より8月末日まで毎週火曜日夜から翌日水曜日夜まで用水の供給を停止します。

○ 揚水運転休止日時

基幹揚水機場 6月～8月毎週 火曜日20時～水曜日23時まで

「米山揚水機場 山吉田揚水機場 南方揚水機場 高石揚水機場 西館揚水機場 穴山揚水機場」

その他の機場 6月～8月毎週 火曜日18時～木曜日6時まで

（水稻の生育状況、天候、地域の実情等により変更する場合があります。）

◆ 用排水施設の管理について

▼ 水路の清掃と管理

土地改良区が直接管理するのは幹線支線級の用排水路で、多面的機能支払交付金導入区域については、該当する支線用排水路、小用排水路を各組織が管理し、その他は関係組合員及び地域住民で管理してもらいます。

管理方法については、用水開始前に全路線の浚渫及び清掃、夏季には刈払いを実施して流水の円滑化を図ります。幹線用排水路は主に業者請負、支線用排水路については地区請負、行政区毎に連絡委員を通じて実施し、完了確認は職員が行います。

節水に心掛け、限りある水資源を大切に使用しましょう！

連絡先：迫川沿岸土地改良区 TEL0220-58-2024（土日祝日対応）

令和2年度 賦課金及び用水使用料の徴収一覧表

1 徴収時期及び賦課率

1) 一般賦課金

期 別	発 行 日	納 入 期 限	賦 課 率
第 1 期	令和2年5月15日	令和2年 6 月 1 日	40%
第 2 期		令和2年 10 月 1 5 日	30%
第 3 期		令和2年 1 1 月 3 0 日	30%

ただし、10,000円未満の賦課額は、第1期一括徴収とする。

2) 用水使用料

令和2年10月1日発布、令和2年10月15日（第2期）の納期で100%賦課とする。

2 完納奨励金

用水使用料を除いた賦課金総額の100分の2

3 10a当たり賦課金

（単位：円）

区 分		10a当たり 賦 課 金	前年度 増 減	区 分		10a当たり 賦 課 金	前年度 増 減
経常賦課金				償還賦課金			
事 務 費	田	3,100	△ 100	泉 ぼ 第 1 地 区 一 の 曲 分 区			1,600 △ 800
	畑	1,550	△ 50	泉 ぼ 第 1 1 地 区			240 △ 560
維持管理賦課金				野 谷 地 地 区			2,000 △ 200
第 1 地 区		2,700	300	城 内 地 区			1,400
第 2 地 区		3,600	100	長沼 地区	町 新 田 区		600 800
排 水 地 区	1 / 2	1,800			地 糧 区		450 △ 750
		900		北 浦 地 区			700 △ 800
沼 崎 地区	沼 崎 区	5,700		迫 泥 内 区	土 手 ノ 内 区		1,200 △ 2,400
	大 平 前 区	2,000			茂 伝 沼 区		300 △ 1,500
内 浦 地 区		7,100	500		平 貝 地 区		
米 山 地 区		3,100					

用水使用料

（単位：円）

区 分	10a当たり 使 用 料	区 分	10a当たり 使 用 料	区 分	10a当たり 使 用 料
事 務 費	3,100	第 2 地 区	1,800	内 浦 地 区	4,970
第 1 地 区	1,350	排 水 地 区	900	米 山 地 区	1,395

《過怠金について》納期限を過ぎますと法令等に基づき延滞金を徴収する場合がございます。

また、督促状を送付した場合は督促手数料を徴収いたします。

納期内に納入いただきますようお願いいたします。

都合により納付が遅れる場合は**必ずご連絡**下さい。

（再三の催告にも関わらず、納入していただけない方に対しては、やむを得ず滞納処分を行う場合があります。）

今年度も賦課金
完納に御協力を
お願いします！



諸変更手続きは速やかをお願いします!

下記の場合、組合員資格得喪通知書の届出が必要となります。

- 土地の移動があったとき
地区内にある農地を売買或いは受委託等により移動したとき。
- 名義や住所に変更があったとき
組合員の方が死亡されたとき或いは経営を移譲されたとき。
- 農業者年金を受給される時
使用貸借や一括贈与、または第三者に移譲されたとき。
- 農地を農地以外に転用したとき
地区内にある農地を宅地等に転用したとき。或いは道路等公共用地に買収されたとき。
- 開田を作付または休耕したとき
作付けしていた開田を休耕したとき或いは休耕していた開田を作付けしたとき。
- 振替口座の移動等があったとき
組合員の方が死亡されたとき或いは経営を移譲し振替口座が変更になったとき。



詳しいことについては、[総務課賦課徴収係](#)までお問い合わせ下さい。

農地転用を申請される場合、下記の決済金を支払っていただくことになります。



令和2年度農地転用決済金

地 区 名	10a当たり決済金	地 区 名	10a当たり決済金
第 1 地 区	29,909円	平 貝 地 区	5,706円
第 2 地 区	43,617円	北 浦 地 区	342円
排 水 地 区	22,431円	迫 泥 内 区	264円
沼 崎 地 区	71,034円	南 部 区	212円
沼 崎 地 区	24,924円	土 手 の 内 区	158円
大 平 前		茂 伝 治 区	
内 浦 地 区	80,173円	野 谷 地 区	1,810円
米 山 地 区	38,632円	城 内 地 区	5,359円
		平準化事業 一 の 曲 分 区	1,029円

《農地転用決済金とは》土地改良法第42条第2項及び地区除外等処理規程に基づき、地区除外申請の場合、意見書の交付と同時に納めていただく金額になります。農地転用や公共事業買収等で土地改良区から除外される場合、残された農地に負担が片寄らないよう事業に係る借入金や施設維持管理費等を一括で支払ってもらうものです。

令和元年度 理事会開催状況報告

令和元年

第三回理事会議案

六月十四日

報告一号 平成三十年度会計の予算

執行状況について

報告二号 令和元年度第一期賦課金

徴収状況について

第一号議案 区費納入奨励金の交付

取扱方について

第四回理事会議案

七月二十六日

第一号議案 平成三十年度事業報告

書の承認について

第二号議案 平成三十年度一般会計

収支決算の承認について

第三号議案 平成三十年度財産目録

の承認について

監査報告

第四号議案 財産の取得及び処分に

ついて

第五号議案 沼崎用排水地域への地

区編入について

第六号議案 令和元年度一般会計補

正収支予算議決について

第七号議案 総代会提出議案につい

て

第八号議案 総代会開催日時及び場

所について

第九号議案 賦課金等の徴収金に係

る過怠金の減免について

第十号議案 土地改良施設維持管理

適正化事業「第四十三期生」施行

について

第十一号議案 令和元年度役員研修

会について

第五回理事会議案

十月十日

第一号議案 農業水路等長寿命化・

防災減災事業「追川沿岸（7）地

区」施行について

報告一号 沼崎・大平地区県営ほ場

整備事業採択に向けた進捗状況に

ついて

第六回理事会議案

十二月二十日

報告一号 定年退職者の再雇用につ

いて

第一号議案 追川沿岸土地改良区工

事執行規程の一部改正について

第二号議案 土地改良法第一三二条

検査指摘事項に対する改善措置に

ついて

第三号議案 土地改良施設維持管理

適正化事業第四十三期生（R元）

R5）実施計画変更の承認について

第四号議案 令和元年度一般会計補

正収支予算の専決処分について

第五号議案 土地改良施設維持管理

適正化事業第四十三期生施行につ

いて

令和二年

第一回理事会議案

二月二十六日

第一号議案 追川沿岸土地改良区定

款の一部変更について

第二号議案 追川沿岸土地改良区維

持管理計画の変更について

第三号議案 追川沿岸土地改良区規

約の一部改正について

第四号議案 追川沿岸土地改良区総

代選挙規程の設定について

第五号議案 追川沿岸土地改良区会

計細則の一部改正について

第六号議案 追川沿岸土地改良区利

水調整規程の設定について

第七号議案 追川沿岸土地改良区地

区除外等処理規程の一部改正につ

いて

第八号議案 農村地域防災減災事業

（農業水利施設危機管理対策事業）

実施計画の承認について

第九号議案 水利施設等保全高度化

事業（追川地域2地区）実施計画

の承認について

第十号議案 令和元年度一般会計補

正収支予算の議決について

第十一号議案 農業水路等長寿命化・

防災減災事業実施計画の承認につ

いて

第十二号議案 基本財産（備荒積立

金）積立計画の変更について

第十三号議案 総令和二年度リース

契約（予算外負担）の締結承認に

ついて

第十四号議案 令和二年度農地転用

決済金の徴収額決定について

第十五号議案 令和二年度一般会計

収支予算の議決について

第十六号議案 令和二年度賦課金及

び用水使用料の徴収について

第十七号議案 令和二年度用排水の

管理について

第十八号議案 総代・役員協議会開

催について

第十九号議案 総代会提出議案につ

いて

第二十号議案 総代会開催日時及び

場所について

第二回理事会議案

三月二十五日

第一号議案 迫川沿岸土地改良区職

員給与規程の一部改正について

第二号議案 迫川沿岸土地改良区職

員の職の設置並びに職務の等級等

に関する規則について

第三号議案 迫川沿岸土地改良区有

期契約職員就業規則の一部改正に

ついて

第四号議案 令和二年度本土土地改良

区余裕金について

第五号議案 令和二年度本土土地改良

区が施行する工事入札立会者につ

いて

令和元年度 賦課徴収担当理事協議会

○第一回協議会

令和元年七月二十六日

○第二回協議会

令和元年十二月二十日

《各回協議事項》

一 令和元年度賦課金納入状況に

ついて

二 過年度賦課金納入状況につい

て

土地改良区の業務運営、各施設

の維持管理、事業費の償還等に必

要な賦課金について令和元年度

も百パーセントの納入となり各納

入組合へ完納奨励金を交付いたし

ました。

組合員皆様方の御理解と御協力

の賜と心から御礼申し上げます。



迫川沿岸土地改良区座席表 (R2)

総務課

課長補佐
門馬 利幸

総務課長
小野寺誠毅

主査 千葉 悦朗
主査 千葉 祐市
主査 佐々木由美

主事 菅原 紫音
主事 鈴木 翼

【賦課徴収係】

【会計係】

【総務係】

主事 佐藤 正宏
主事 伊藤 美紀

臨時職員
三宅 三郎

事業課

【事業係】

臨時職員 岡 静江	事業係主事 鈴木 隆太	事業係主事 三浦 芳晴	事業係主事 安倍 良則
施設管理係主事 尾形 悠真	施設管理係技師 今野 翔太	施設管理係技師 芳賀 裕樹	施設管理係技術主査 山口 末男

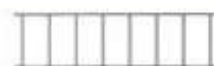
【施設管理係】

事業課長
菅間 英樹

【維持管理係】

維持管理係技師 田口 大河	維持管理係主事 木村 祥多	維持管理係技術主査 加納 裕史	維持管理係主事 佐々木友隆
維持管理係主事 高橋 麻馬	維持管理係技師 佐久間貴志	維持管理係技術主査 菅原 久	

玄関



2階
中央管理室
水利調整室

多面的機能支払交付金【資源向上活動(長寿命化)】

【活動のねらい】

過疎化や高齢化、担い手への農地集積の加速化など構造変化が進展する農村地域では今後、農地・水路・農道等の地域資源の維持管理を担う地域の人材の不足や担い手への負担の増加により、その保全管理が困難となることが懸念されます。

このため、担い手を含めた地域内の役割分担・協力体制を明確にし、地域資源の維持管理を地域で支える体制を構築するほか、地域外の人材の確保や連携の取り組みを進めることにより、将来にわたって持続的に地域資源を保全管理していく。

一実施状況一



多面的機能支払交付金【資源向上活動(長寿命化)】 事務受託組織

組 織 名	令和元年度 活動実施内容
・須崎地域環境保全組合	翌沢承水路改修工事 L=22.00m
・三方島ふるさと保全会	三方島東支用・小用 布設替 $\Sigma L=99.80m$
・大袋ふるさと保全隊	新大袋前・新大袋浦・新成田支用・小用 布設替 $\Sigma L=144.00m$
・筒場坪いーぐる	筒場坪支排17号 底盤打設 L=278.10m
・瀬ヶ崎環境活動組織	長根下小用6号布設替 L=52.17m UF400
・砥落農地・水研究会	新若狭前支用12号ネットフェンス修繕 L=45.00m 嵩コン打設L=76.20m
・北大畑環境保全活動組織	堂地前小用29号布設替 L=64.96m UF300
・裏大畑ふる里守り隊	新真ヶ沼小用7・2号水路 L=68.00m UF300
・立戸環境保全組合	立戸前支排3号修繕 L=93.80m HF700*700
・高石農地・水環境保全活動組織	新高石浦小用18・19号布設替 $\Sigma L=228.86m$
・富永ふるさと保全隊	新早稲田水12号水路装工 L=40.00m UF300
・砥落虹の郷保全隊	砥落西小用64号 バイブライン L=200.40m
・西野ふるさと守る会広域協定	新五反口小用229号 バイブライン L=518.00m
・齊藤エコクラブ	小深小排25号・三方江小排64号 底盤打設 $\Sigma L=404.00m$
・的場環境保全隊	新古土手内支用15号 目地補修 N=147.0箇所
・上谷地保全隊	上谷地小用370号 バイブライン L=119.50m
・谷地ひばりの里農地・水環境保全の会	繰り越し

○ 砥落農地・水研究会

若狭前支用12号安全施設更新
 $\Sigma L=203.00m$

【着手前】



【完成】



○ 的場環境保全隊

新大江向支用25号他目地補修工事
 $\Sigma N=299.0箇所$

【着手前】



【完成】



国営造成施設管理体制整備促進事業

当土地改良区では、地域住民と農家との交流による地域づくりを推進し、農業・農村の持つ多面的機能や、それらを支える農業水利施設及び土地改良区の役割や重要性について情報発信を行い、地域住民、特に非農家の方々の理解と協力を得るため、**農業水利施設の高度な管理体制構築に向けた啓発活動を積極的に展開しています。**

穴山幹線用水路敷地へ景観植物「シバザクラ」を植栽しました



水路敷地へ景観植物「シバザクラ」を植栽し、本年度で植栽延長523mとなりました。

舟入排水路の清掃活動を実施しました



地元の建設業者と改良区委託管理者にご協力をいただき実施しました。

21世紀土地改良区創造運動

農業水利施設見学・用水路壁画アート参加者を募集します!



活動場所：登米市米山町
西野地内
施設：穴山幹線用水路
活動期間：7月～10月

お問い合わせ
事業課事業係 三浦・鈴木

【組合員の皆様、地域の各種団体等への参加呼び掛けをお願いします。】

水難事故防止 にご協力を！

今年も四月二十八日から本田揚水が一斉に開始され、各用排水路が満水になります。各地で子供の水難事故が起きておりますので、本土改良区では、事故防止のため安全施設等の整備及び水難事故防止看板の設置、幼稚園・小学校へ呼びかけを行っておりますが、もし、水路付近で遊んでいる子供達を見かけたら「あぶない」という注意の声掛けで、水難事故を未然に防ぐため皆様のご協力をお願い致します。



人事往来

◎連絡委員

佐藤 宏明 (土手ノ内)
佐々木 範久 (新町二)

◎納入組合長

東 聖二 (三方島東)
阿部 善文 (板倉)

【敬称略】

◎職員

○令和二年三月三十一日付

・退職

安倍 良則

(総務課長)

昭和五十五年登米郡米山町土地改良区に勤務されて以来、土地改良事業推進と運営健全化に尽力されました。長い間大変ご苦勞様でした。四月一日より引き続き嘱託職員として勤務していただくことになりました。

○令和二年四月一日付

・総務課長

小野寺 誠毅

(総務課課長補佐)

・総務課課長補佐

門馬 利幸

(事業課施設管理係長)

・事業課維持管理係主事

木村 祥多

(総務課賦課徴収係主事)

・事業課事業係主事

三浦 芳晴

(事業課維持管理係主事)

・総務課賦課徴収係主事

千葉 祐市

(事業課事業係主事)

《新規採用職員紹介》

・事業課維持管理係主事

高橋 嵐馬



早く仕事を覚え、一日でも早く皆様のお役に立てるよう精一杯努力します。皆様よろしくお願ひします。

・事業課施設管理係主事

尾形 悠真



自分が社会人であることを自覚し、早く仕事を覚えて地域の皆様のお役に立てるように精一杯頑張りたいと思います。よろしくお願ひいたします。